

令和8年度 熱海市河川現況調査業務委託
- 特記仕様書 -

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は熱海市都市整備課が委託する「熱海市河川現況調査業務委託」(以下、「本特記仕様書」という)に適用する。

(業務の目的)

第2条 熱海市都市整備課が管理する河川台帳を電子化することで、日々の業務における検索の迅速化をはじめとする業務の効率化と災害時において市民の財産を守るための、河川・道路・河川橋梁など迅速な復旧における基盤情報の整備を目的とする。

(業務の概要)

第3条 業務の概要については以下のとおりとする。

(1) 業務の範囲

河川台帳資料 . . . 427 河川 (総延長 L=314.095 k m)

(2) 業務の内容

- 1) 資料収集及び準備 . . . 1.0 業務
- 2) 河川現況調査 (データ整備) . . . 427 河川
- 3) 河川現況調査 (現地調査) . . . 427 河川
- 4) 河川現況調査 (データ作成) . . . 427 河川
- 5) システム設定 . . . 1.0 式

(納期)

第4条 納期および納入先については下記のとおりとする。

- (1) 納入先 熱海市都市整備課
- (2) 工期 令和 9年 3月12日

(適用する法令等)

第5条 適用する法令及び仕様書は下記のとおりとする。

- (1) 熱海市公共測量作業規程
- (2) CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 国土交通省 (令和7年12月)
- (3) デジタル写真管理情報基準 国土交通省 (令和5年 3月)

(打合せ記録簿作成)

第6条 本業務を遂行するうえですべての協議事項は「打合せ記録簿」として作成し、「熱海市都市整備課」に提出し承認を得るものとする。承認された「打合せ記録簿」は複写し「熱海市都市整備課」「受注者」保管する。

(業務の内容)

第7条 業務の内容は下記のとおりとする。

(1) 資料収集及び準備

本作業は、業務遂行のために必要な工程毎の細部計画を立案するとともに、受注者より本業務に必要な資料の収集及び整理を行うものとする。

なお、本業務実施にあたり、業務目的を十分把握し、業務計画書を作成する。

(2) 河川現況調査（データ整備）

1) 河川・ルート・地番・起終点確認

貸与した下記データを精査し、河川台帳情報の現地調査用の資料を作成する。
尚、項目は下記項目（表一1）とする

（表一1）

a) 道路台帳データ（DM 1:1,000）
b) 基盤地図データ（DM 1:2,500）
c) 地番図データ
d) 航空写真データ
e) 静岡県LPデータ
f) 静岡県微地形表現図データ（CS立体図）
g) 河川台帳データ（河川名・起終点地番）

2) 河川ルート修正

可視化した河川台帳データに静岡県微地形表現図データ（CS立体図）を基に河川台帳データ（路線図）の修正を行う。

(3) 河川現況調査（現地調査）

1) 新規河川現況調査（データ整備）にて収集整理作成した資料をもとに現地確認調査を行う。

2) 現地確認調査

a) 河川調査確認時（起終点）にデジタルカメラにて写真撮影し、起終点の座標（世界測地平面直角座標系）をネットワーク型RTK-GPS測量計測を行い、河川現況調査図に展開をし、河川台帳位置図の加筆を行う。

尚、観測が難しい場合については、監督員と協議のうえ決定する。

(4) 河川現況調査（データ作成）

1) 管理台帳デジタル化（台帳位置計測）

現地調査した起終点写真、起終点の座標を基盤地図情報図（河川台帳）へ展開を行う。
尚、計測のレベルは1,000とする。

2) 属性項目データベース化

上記で台帳修正したデータへ属性項目データベース化を行う。
尚、項目は（表一2）項目とする。

（表一2）

a) 起点終点記号	g) 終点地番
b) 管理番号	i) 起点座標
c) 河川名称	J) 終点座標
d) 河川番号	k) 備考
e) 起点地番	

(5) システム設定

1) システムインストール

河川台帳情報のkeyと管理（属性）情報のkeyを突合し結合する。整備した位置情報及び管理（属性）情報を「熱海市WebGIS」にインストールする。

2) 運用テスト

「熱海市WebGIS」にて新規インストールされた情報を検索・表示・更新など基本機能におけるテストをおこなう。

3) 現地インストール

運用テストの合格をもって現地「熱海市WebGIS」にインストールする。なおインストール後システム管理者に説明、機能確認をおこない現地設定確認書の承認を取得する。

(公文書の取扱いについて)

第8条 公文書の取扱いについては下記のことを厳守すること。

(1) 借用物については必ず借用書を提出し、借用物に異常が認められる場合は借用物異常報告書を提出すること。

(2) 保管場所については鍵付きのロッカー等を使用し、業務の始業及び終了時に開閉をおこなうこと。

(3) ネットワーク

データはサーバに構築しイントラネットワークとし外部接続と遮断すること。

(4) 監視

本業務における操作履歴を監視できる仕組みが構築され、「熱海市都市整備課」より提出の要求を依頼された場合は提出すること。

(5) 借用物の削除

本業務の成果品納入時において「熱海市都市整備課」と協議をおこない削除等の指示を受けた場合、「受注者」は速やかにすべての借用物を削除し「熱海市都市整備課」に報告書を提出すること。

(成果品)

第9条 本業務にて納入する成果品はかきのとおりとする。

(1) 河川台帳 1式 (GIS形式)

(2) 河川台帳属性情報 1式 (GIS形式)

(3) システム作業報告書 1式 (A4サイズ)

(4) 電子納品 (上記1～3) 1式 (DVD-R)